

京都府保育所等活動継続支援事業費交付金に関するFAQ（令和8年8月12日時点）

No.	質問	回答
1	1 法人で複数施設・事業所を運営している場合、施設・事業所ごとに申請できるか。	原則、法人でまとめて申請してください。まとめて申請するのが困難な場合は、施設・事業所ごとでの申請も可能です。
2	交付申請書等に代表者の押印は必要となるか。	押印は必要ありません。ただし、口座振替依頼書に委任（口座名義人が法人代表者と異なる場合等）が必要な場合、委任者の押印が必要となります。
3	交付金の申請方法は。	交付金申請電子システム（WEB申請）を利用し、交付申請書兼実績報告書（別記様式）、口座振替依頼書を作成し、申請してください。（※電子申請が困難な場合のみ郵送により申請してください。） WEB申請の方法は、京都府HPの「京都府保育所等活動継続支援事業費交付金電子申請マニュアル」をご覧ください。
4	通信環境の不具合により、WEB申請の利用や申請書類のダウンロードができないため郵送申請をしたいが、申請書類をどのように入手したらよいか。	通信環境の不具合等のご事情により、WEB申請の利用や申請書類のダウンロードが困難な場合は、コールセンターから申請書類の様式を郵送させていただきますのでご相談ください。
5	申請書類の郵送は不要か。	口座振替依頼書の委任状を記入する場合は、口座振替依頼書をアップロードの上、必ず印刷・押印した口座振替依頼書（委任状を含む。）を郵送してください。 通信環境等により、アップロードが困難な場合は、交付申請書兼実績報告書（Excel 別記様式）を作成・印刷し、必要提出書類を添付して郵送申請してください。
6	口座振替依頼書の口座名義等はどのように記載するのか。	口座名義人：通帳表紙に記載されている名義 口座名義：通帳表紙裏にカタカナで記載されている名義をそれぞれそのまま記載してください。（記入例をHPに掲載） 口座名義等に誤りがある場合は、支払い不能となり、確認に時間を要し、交付手続きが遅れますので、ご注意ください。
7	公設民営の施設でも申請は可能か。	申請可能です。
8	公立施設でも申請は可能か。	当該補助金の対象施設は、私立の保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設（居宅訪問型事業を除く）であり、公立施設は対象外です。
9	京都市内の施設でも申請は可能か。	京都市内の施設も補助対象となります。
10	行催事はいつ実施するものが補助対象か。	令和8年度中に実施した行催事であれば補助対象となります。
11	定員の考え方について	令和8年4月1日時点の認可定員（施設設置時などに京都府（又は京都市）が認可した上限の定員）です。
12	行催事を開催した根拠となる資料は必要か。	提出は不要ですが、申請にあたり、当該事業の活用により事業趣旨に沿ってこどもの学びや行催事等の機会を確保することを誓約いただきます。なお、申請等に係る書類につきましては、10年間適切に保管ください。